

2019年4月

『定時定額購入サービス(つみとう)』 サービス内容変更のお知らせ

日頃は荘内銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、「定時定額購入サービス(つみとう)」のサービス内容において、下記のとおり投資信託の買付申込日が変更となります。

ご理解とご了承を賜り、今後とも引き続き変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【サービス内容の変更】

2019年5月15日 口座振替分より

変更前 : 振替日の翌々営業日に指定銘柄の買付申込を行います。

変更後 : 振替日の翌営業日に指定銘柄の買付申込を行います。


❖ **このたびの変更に関して、お客さまによるお手続きは必要ございません。**

❖ 毎月の振替日・指定銘柄等の変更は、いつでも可能です。ご希望の際は、お取引店または投信ダイレクト*でお手続きください。

*投信ダイレクト(インターネット投信)のご利用につきましては、事前に利用申込のお手続きが必要です。

以上

投資信託サポートセンター

フリーダイヤル トウシン ミニナル
 **0120-104-327**

[受付時間] 平日9:00~19:00

現 行	改 定
<p style="text-align: center;">証券取引約款</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 投資信託定時定額購入サービス規定</p> <p>(指定銘柄の買付) 第 38 条 投資信託の買付申込は指定引落日の<u>翌々営業日</u>に行います。<u>翌々営業日</u>が当該指定銘柄の目論見書上、買付申込が行えない日にあたる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付申込が最初に可能となる銀行の営業日を買付申込日とします。</p> <p style="text-align: right;"><u>2015年12月1日</u> 改定</p>	<p style="text-align: center;">証券取引約款</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 投資信託定時定額購入サービス規定</p> <p>第 35 条～第 37 条変更なし</p> <p>(指定銘柄の買付) 第 38 条 投資信託の買付申込は指定引落日の<u>翌営業日</u>に行います。<u>翌営業日</u>が当該指定銘柄の目論見書上、買付申込が行えない日にあたる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付申込が最初に可能となる銀行の営業日を買付申込日とします。</p> <p>第 39 条～ 変更なし</p> <p><u>付則</u> <u>第 38 条の改定は、2019年5月15日の指定引落日より適用する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2019年4月1日</u> 改定</p>